

令和4(2022)年度 栃木県育英会月額貸与奨学生(高校等)募集要項

[募集期間 令和3(2021)年10月1日(金)～令和3(2021)年11月15日(月)]

公益財団法人栃木県育英会

- 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- 奨学金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 出願資格

- (1) 申込時において現に中学3年生で、令和4(2022)年4月に高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は修業年限2年以上の専修学校高等課程の1学年に進学を希望する人(高等専門学校(例、小山高専等)は、対象となりません。)
- (2) 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- (3) 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- (4) 中学1、2年における学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上(※1)である人
- (5) 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和2(2020)年中の認定所得金額(注1)が、別表第3の収入基準額以下である人(※2)

(※1) 令和2(2020)年度から成績要件が緩和されました。

緩和後	緩和前
5段階評価で、 <u>3.0以上</u>	5段階評価で、 <u>3.5以上</u>

注) 中学1、2年における学習成績評定平均値

(※2) 令和2(2020)年度から所得要件が緩和されました。

A <収入の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者(会社員等)(注2)
3人	920万円(緩和前577万円)
4人	962万円(緩和前599万円)
5人	1,017万円(緩和前621万円)

B <所得の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者以外(自営業等)(注3)
3人	512万円(緩和前229万円)
4人	554万円(緩和前245万円)
5人	609万円(緩和前260万円)

注1) 父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は別表第1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から別表第2の特別控除額を差し引いた金額

注2) 所得証明書等における収入金額(控除前)

注3) 所得証明書等における所得金額

- (6) 本会以外の機関(市町、民間団体等)の奨学金等の貸与を受けない人。ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

2 貸与額、貸与人員及び貸与期間

予算の範囲内で対応します。

<参考>令和3(2021)年度貸与額等

貸与月額	国・公立 18,000円、私立 30,000円
採用人員枠	100名
貸与期間	正規の最短修業年限

注) 貸与は、足利銀行の本人名義の口座に3ヶ月分をまとめて年4回振り込みます。

3 返 還

卒業後の据置期間	6ヶ月
返 還 期 間	貸与した期間の2倍の期間内
返 還 方 法	年賦又は半年賦による均等払(足利銀行口座から自動振替)

注) 奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金(年3%)がつきます。

また、卒業後、大学等に進学した場合は、申請によりその在学期間中返還が猶予されます。